落穂集　十三

内閣文庫

内閣文庫		
番號	和 16383	
冊數	22（13）	
函號	170	76

国立公文書館
National Archives of Japan

一慶長十四年閏二月二日堀越後守忠俊の家臣堀監物
也と云者丹後守と云者争論之事有之越後
乃一国中并其内にての事論出来して云以之訴訟と
於是駿府ニ越後守殿もて被訴けれは大久保相模
扱ひ之ても追て堀丹後守弟堀ノ不仕して既ニ後藤庄
大御所様へ此旨申上けれは今日出御ハ場外
存分とも其家臣也と称し諸大名列座の中ニ於て
宗門争論ニ及ふ于時丹後守言上致候ハ監物義者
前ニ私世を抹ハ浄土法華乃出家として私ハ宗
論を致すと云を制し而浄土宗乃僧十人を純代

浅草文庫

鳥を殺害仕候也右ニ付　大御所様ニハ御嫡子代
随ふ遊せらる御自然御譲子を御定め　あ
御機嫌悪しくして被仰出ハ家綱の兄弟を
将軍と仰候ハ御為よくして御不審ニ而御座候ハ御当物
義り者を以て家兄弟と成り正しき非分の事を法度ニ
申付しき事ての上意ニハ家綱として天下之大禁也
候も猶ゆる家綱をいふなりとて是れ元に違ふ者と成
是非分別して已に意を準じて御門と殺害いたる
第言及道断の不届きの世一事とも御事ハ以の外
所よ不存候之儀ニて御譲子を立之させ候ても付

御覧被成候上ハ家綱前代御越後守義を
家臣ともに御年譜を取調べ候而御不審置候
一　右之件國郎の事よりもかうしとさて越後
の領地を被召上候故越後へ配流之被仰付越後守義ハ
一　又是非のも被下候也宗方領知を被召上候越後の内之
て新ニ二万石を被下置候夫よりも被仰付之
一　同三月越後中将光長（元信濃川中将）
一　八月六日酒井雅楽頭大老職を被為御役府ニ於て同八日
登城中山主　大御所様を拝領す堀田百石被
銀百萬十二万進ぜ被下大名衆十二百石被之

一十月十八日本多中務大輔忠勝卒去歳六十三子息美濃守
忠政遂跡を継く桑名にて十万石を領せ
一此年井伊掃部頭直孝上野国にて弐万石を下
一此年　秀忠公より山内対馬守に松平の姓并に御諱
乃字を下され忠義と号し四国の押へとして土佐守に任ス
一慶長十六年三月六日　大御所御上京として駿
府を御発駕同十七日御入洛
一同廿二日勅使来りて　大御所御宿所に大臣に任せ并に
菊桐の御紋を勅許の旨を被仰之　大御所御大臣（？）
を御辞退ありて新田の御先祖大炊助義重に鎮守府
将軍并に父広忠卿に大納言の贈官を勅許ニ被成下旨
御猶其節に菊桐の御紋の事を辞退ありて申さるゝハ
しかし源氏の武家ハ新田足利をもて門葉にて
威を争ひけり然るに後醍醐帝より足利
高氏に菊桐の御紋を免許ありしより後足利家の
氏族ハ今に至る迄是を用ひ来る末代に至りて猶て
新田の家にも御紋を勅許ありしといへ共西国に故（？）
なれハ其己等の遠慮奏達ありしとて御辞退之
一同廿二日新田大炊助義重に鎮守府将軍を賜ハり
広忠卿に大納言を贈らる此時の勅使大納言広橋兼勝

中傳ニ曰

一同廿八日秀頼公大坂の城を出られ二条の御城へ上り給ふ
大御所様ニ對顔御馳走ニ候ニ付奉し之
秀頼公へハ御對面ニて御遊の間ニ居給ふ秋もなく
有之候へとも尤かたの例なき義なれハ一家
の義にとて小浜守かとのと淺野幸長加藤
嘉明等人々居合ける中ニても秀頼公の御為を存
かけすや合遂て御にも之福島政則ハ病氣と
称して大坂ニ残り加藤肥後守同屋島中池田輝政
淺野幸長なと秀頼公の御供にて御付添居二条の
御城中にて之人ハ肥後守清政壱人御城内ニ被
召置御前ニ居之御傍ニ侍御膳等ハ片桐且元仕
付秀頼公ハ二条ニ至ル迄の故所の事ハ本多正純
成長ノ後初めて對顔ニ之く候よ
大御所様ニも是非ニ御入を遊清正も参り召
御親族ニ遊し御ニ秀頼公二条へ来られ候之事
御途ニして中納言義直卿少将頼宣卿途中まて
御出迎

一四月二日今日夜秀頼公ニ段の義ニ及義直卿頼宣卿
ニ大坂へ御越之御見廻御名代として

一同六日浅野弾正長政死去 六十五歳

一同年六月廿四日加藤肥後守清正死去 五十歳

一同年九月廿八日　将軍秀忠御姫君 二歳四月 後号田安ト号ス 一同号

忠直へ御入輿是ヲ以テ越前ト将軍ト大坂御和談ニ

於テハ外海辺山城守ヲ初として将軍ニ被参駿府ニ

一日ゟ逗留二乃御丸ニ於て　大御所御対面

一同十八日広橋大納言兼勝勧修寺中納言光豊之両

伝奏より春日若宮社八千本村之義ニ付

より天下の公事ニ付而ニ付逢二付

大御所様ニ御伺ニ被仰付候ニ付御裁許之

御うみの上八幡掛之間ニ而あらさニ将軍秀忠御渡被

遊ひ候の由ニ御座候由

一此年松平三河守忠直家来久世但馬 一万石 并ニ岡部自休

と申者ニ付て岡部の者と御和合不之付て家老共へ村

大炊清水丹後林伊賀并中川出雲守并右近自休

荷担ニ付て岡部の家老共を仰付牧野

主馬并同役等ハ右近自休の非義ニ付但馬ニ

あやまり候事と存候ニ付評定二つニ分リ決断

不仕候ニ付忠直公ハ十七歳若年故ニ御判断なく

但馬ハ非分ニ存候ニ付越前ニ而御成敗可

可致と云之処ニ信長従卒百人余りと云ともへ飛ム
具足を着致して兵を以て閉籠りけれとも中々
諸侍家来とし馳付候と云へとも人数も少なく候へとも
悪く成破致し候ニ付信長公ハ自殺仕り最早是迄
給れバ其より其跡の事ハ人々も存し不止京中騒動仕り
よりて江戸表へ注進して京坂仕候様ニ忠臣
三ヶ所十五万兵卒を率て是ニハ如何
遊ニ付毎日出して登城あるまじく候得ハ感状御花井方
列座の中にも於て私共宿所ニ参り候ニ付御師を招り
夜分申上候ハ是ハ御用ニ而て候方へ天下致し候

事にいたし候まて申上候ハ此旨委細ニ中々承知致
中将の御手ニ騒動仕り候由ニ付てハ其儘差置候て私共罷帰
天下三河守と相談仕り候様ニ而此度の義ニ
御申渡し候ハ花井中方抱ニ候事ニハ奇特千万存
第一御申上候而ハ御座候て感心あそばされ候則
将軍家の御内意にて遂々ハ小遣を
大納言殿へ之御所にて 大納言殿ニ中の此所御
感なりて其の世話なり申候ニ付て御の御事までハ是ハ同様
御心得にて早速遂て参り候て早く承り候様ニ可申上候
然しに付公事相成候はば其の後取計候義ハ宜敷候

一同廿四日の晩より於て　御本丸法に仰付処々本多
佐渡守事より之依越前守上総介へ入り村越茂助と
えじめ之堂与下候配流仰付本多佐渡守被相勤
竹腰同前義ハ越前へ御預し被遣候と也

一慶長十八年丑正月廿五日池田三左衛門尉輝政播州姫
路にて於て死去五十歳

一七月九日大久保石見守子息藤十郎外記其外被成敗候
付父石見守今年四月廿五日相果候以後同氏所曲事
上聞にとどいて也

一八月廿五日浅野紀伊守幸長紀州和歌山にて死

一去年嗣子なくし候て跡大久保家長安一家改易へ被為
在江戸の遺跡ともに仰付被召上と申候也

一十二月六日　大御所様関東より御遊猟之後駿府へ還御
乃所松平中原より御立候小田原へ御入候との大
久保相模守忠隣之宅へ御立寄りて本多
佐渡守一人之ニ公儀下知有て大久保之江戸の屋敷
明て御家人ども其後に相模の処より
御年寄の世間へ之御入被仰候之後
大御所様江戸の御城へ被為入候と也

一慶長十九年寅正月十七日大久保忠隣京都へ赴き候

利光丹後守の養子ニて御旗本ニ在之候処
一同十八日家之若狭守義光死去　九十歳
一同廿日忠隣并其科の趣ハ金森出雲守ニ御預之
一同廿一日安藤対馬守本多上野守酒井安芸守松平越
中守ら小田原迄罷越忠隣の上屋敷小田原城を請
取ル右忠隣二男石川主殿の養子三男ハ大久保正武
川殿ニも高橋(?)縁組九丈加賀守忠常ら遠藤二百之
保(?)ハいへとも花丈忠隣仕合ニ依て領地被
仰付
一二月二日大久保忠隣并ニ石川迄罷下ル事ニ付京
都を発足して江戸へ赴く
右相模守ハ此時の行先のやうしなき事なれ
忠隣ハ之比の科ニ少しも無之事ニ候得とも人の
そへ言ニ依て此の結果しに付今度改易ハ忠
秀忠公御存知一言もいはで人忠隣を悪(?)みける
旨を仰ニ付て扨も様事へ流罪なりしの事よ
ふる之古菴と流れに依て治部卿ニ預り被仰付候
忠隣ハ江戸ニて仕ニ伝へ江戸を出て候ニ付相模
殿も是非無き事也是非ニ為ハ悉く絶ぬけに及
それ迄候ふ也と石川下野守代官衆ら方へ申出候

御手前大形精候急度承届候之ニ而藤井伊豆守存
御用ニ而ニ申候得共和田山城へ立寄忠勝へ
対面被仰付候ニ而ハ八幡切の人々申付候之様ニ可致
御座候ハゝ御心得候而可被下候尤も其事
被仰付候ニ付申入藤兵衛へハ忠勝ニ付而毛頭
無之ニ付ニ付其之事ニ候ハゝ近江守殿御存
候ニ付而ハ御為の儀ニ付候而ハ何事も中分ニ付被成候
由申候之返事ニ付而ハ申越候而ハ御尤も存候由
御座候之儀ニ付候而ハ藤兵衛方ニ而被仰付候
御申付候通りニ付而ハ一々可申候ハゝ御為ニも宜敷候

右之段ニ而ハ御勝之の儀ニ付候而も無之ニ付而ハ
之ニ付御申上候之御事ニ付候之儀ハ御尤ニ而候ハゝ御座候
様ニ付而御細々之御事の申付候ニ付而ハ御座候
口上ニ付御意候ハゝ御座候ニ付而も遣候由承候
然ハ御用ニ付御返事ニ付而御為ニ被成候ニ付
近江守殿ニ付直ニ存候様ニ成候由申候ハゝ不宜
と存候而共ニ御申候趣を御書付被成候之

一 三月七日高山右近吉利支丹宗門ニ付御改ニ付
南蛮国へ流罪
右者豊後守殿宗門御改之節の御触之趣ニ相違

南蛮宗と自力にて切破致しまして南蛮人分抄為
侍女人是能大人斗こる山とりん迎ふりく南蛮国へ
渡り近海を延こう人の侍らに船中にて病死致し
吉里支丹の堂とも荒人に荒廃致し右近方下
通しかしより年ありて下り候ハゞ毛唐などの風俗
下りよりかど大きなる教化より伝去致し朝夕
自由なる術ニハ邪法之ニ有けれど南蛮乃神あたり
へ高名付け申す義ありて申す其まゝ妻へ隠し書を師匠
新のまゝりて言葉等しいのまゝりて下り作る
自付きて下りかくの近見え大七人来り請負て

郡下りて城は仕事の勢之へしは物より出来へ
出之はい〆大河遥遠二月頃にて本国は所毎意図乃中より
と毎々ことの邪いちらふ出方へ帝年より授けて兆さよ
古之五尾一門宅にて共に至らふ山前の町辺の卿ハ
南蛮人とりて一万人程の侍も城閣本あたりひ甘
中にて客事は能僧者の法楽事にてハ出家と仕
こうち城の運ハ仕る能大人の内十人余りしも城中に
若者は海とり松のはへ見海とそのみゝたる松の本
乃とより布とて其てあるもちく大蛇居りしかた蛇など見
然と自会こかし海上へと渡り来り城の助けより付て

一筆と申すハ兼て合点致しを描り合紙ニ
包ミ封ニ而持参してかけおろしへハ後ミよ且三と見ハ
大の字ハ（御ゆりとミ）私ハ御風説とやふまて
御の悪事とらへ不仕をのミにゆさ申御出セすハ御同
前ゆりとも下すと不同年の此とハ搦ハまてに毛
知らずにて候よ おり人ハ西足とゆへ頭ハ海の竹よ
定りしに秋ゐきゐてと別之ゐゆ御ハして御力
茨城と兼ハ石日つハ大坂表ニ於て是ハ本さ
知り千石夜安藝守支配してとよき在
銀銭と御勤可有之

一同九日　将軍様御上洛一條通大臣より御参進
一同廿一日京都大仏供養ゐゐゆら秀頼公の御代
と兼大仏建立之の趣も御さりし片桐市正らにえ
御後役人大坂より遣寺師ハ三井寺院御殿の寺院
との殿寺の法院我と来して殿支御よ是之
被仰付にて夜伊賀守片桐へ討し候大仏供
養ニ而延て候ニ而細ハ清韓長老書記の大仏
の鐘の銘の文句の内に所應幾者國家安康と
大御所様御名乗を切候の為大仏供
養延引に相成候間夜役人ニ於て　大将軍様の外

かゝる時ハ彼是のやうに若ハ彼等か邪に押て仏法をも押ね
遂てもあらハ不意ハ終迄て殺害をもてなす事とハなり
市正なれハ中々縁者にならハ天下の後の事ハ
秀頼公の自然ながらへても思之後覚清韓長老同法
とやかくの中にて説よりおどしまて取殺も同じ人の方とも
定めしある候者の為と候ふにも有と思召候ハ
難殺事にて同意者我まゝ人不相済にハ思召候之候
者とは親のをきつゝ人　本多別按方の不能ともも
一　且又於てハ片桐了兵を殺し御後依り帰京
一　中党彼に伺候之伊賀守ニ申て江戸にハ右様に候

に於てハ且元の申分ハおかしきものにてあらハ候
第不審ならハ何とも清韓伏臓の所存にて殺候ハ承知
まて　京都軍の殺と同様の為と右之大佛殿ハ
候根とも我申不申候参上と迄ても候とありてハ京
一分ニおいて不申同法にして不被に申て候者の
前人迄ハしてなき同道上田等ハ見候
てもあるか付候へとも候の為にも行ひ不審
きく迄申也に御年寄衆の中に候へとやにに
付市正にも殺候よしして候者とお上方に付大佛
迎邪に於て十日斗も過きより大坂殺より店状

御いれこみありしかども所々より集りし大工鍛冶俗
にも色々と申し鐘銘の内に國家安康の語の
語の文字は家國一同の文字は家康を分ちて
呪詛なるべしといひ出しければ東照大権現御腹立有て
片桐市正稲垣相の間かりしを宜しからざるは度
不申にて候大仏再興の何分よりの
事にて片桐の心得にては無事すまでとも申上候
なしと大仏殿の造営しておりける所に再興
ありまして存じ候処に修理方前には実國
も御座候大仏にて一日御存知なかりけると有

盛衰にかゝはらで　將軍家よりも御建立あり就
なりけるかくは此度の大仏殿の義は故太閤秀吉の御威
勢にても御建立ありけれども其後秀頼公の御時
となり御再興ありしかどもいまだ成就せずと申上
又は一老の片桐市正申候て江戸御役
義なれば御同前に存候て申上候ば大坂
城中の金銀より大分の金銀を大仏の御用と
して御寄進被遊修理ありて御普請成就に
諸の語の一義疑ひ有て江戸より御別心にて中〻無
かりけるとなり

一大坂冬夏両度の御陣の起りは、世上ニハ大仏殿の鐘の
棟札の家康と申事たくらミ候と世間ニ申触れ
之河内の事を記し候書付等ニも相見へ申候
然ル一説ニハ加賀中納言利長の方へ秀頼公并母公より
浪人とも古太閤御年来の恩を思ひ申越し候
わりなく御頼候事とも有之候処利長より返答
御事ニ候ハヽ御内證ニハ御拘り之段返答ニ
御座候ニ付今程天下の御仕置ニ
しかして其御方へ書状を以申入候
へ共其上ニ付　大御所様へ御注進有之候

被遣候ニ付此事を二条ニ而申上候ハ実ハ不審ニ存候
候と書留置候
一播大記当分の記大坂物語と申草紙ニ語入候と申
巻有之候ハ世俗ニ大坂両度の御陣の事を書記し
たる書物ニて候其外ニハ何れ茂慶長秋記
本中ハ慶長年中之体一落ニ書載候と申候人の名を
御付候て難波戦記と申書物を云出しニハ太平記体
御新古の序文題文に平常之例にて作り出し候
尤ニ申候の文ニハ元和之頃文書様ニ至り
中川家の説大名方の家牒ニ相見へ申候

此会ニ書立候ニ付、鐘銘記の義ハ南世凡正記録
ニも有之候故、委く大坂両度の御陣の義ハ別ニ記候
ニハ及び不申候、猶凡右之二階堂并又人の集説
此義又ニ新りなふべし人ハかくとなし好義なるとして末ニ
書留候之

一 大仏殿の鐘の事故の為片桐市正且元駿府へ御理ニ
人と駿府へ参り候所、二三人召連府中へ入事を差止られて
鐘銘の使者等ニ止宿被申、二三日と本多上野介方へ
申遣し候処ニ、元より鐘の銘文は御前ニ不
申候と右之返書ニ及び、三長老ニ申され候ハ、委
対馬守殿成瀬隼人正政成、安藤帯刀長老に師範へ鐘の文
承り候所、東福寺長老并両長老へ鐘銘二度見
対して申されけるハ、国家安康と云事ハ、御諱を不憚
御名を分て御跡不宜様ニ書たる也と、関東
ニ於ても其段然るべしと、鐘銘の文ハ清韓の作なり
此集之武士ハ其所の人々武士をも文殊致し
申すなり、会鐘の関之由申上候、右之文大仏の鐘
の銘ニ成りて候得ハ、
乃孫穂九等の徳不相済候 右御前の書付
乃申し、右申ハいつもの通りにて候、其ニ付三ヶ條二ヶ申
けるハ、新ニ其とも謂候へ、清韓人と両集めに書候ハ、皆

人のかうし處既にそれは大仏殿の鐘の銘は秀頼の執
政よりかくせ是に世之僻よ帝の祝りしかも乱て
御傷之韓長老とかに倶し それより同寺中にて御答に
毛以家康の上にて是の事に付韓長老とハ京坂九言へ
御頼りにて三舛殿完へ御居は申れ印し勘気せられ
なり三段治月申分六月之翁子にお徳居ても尽く
乃ち仰あやゝ云之坊よ於片桐市正よりヽ云殿を越へ
着の事とお頼くに付正純これ院へなりて人ハ御返言氏
幕よ於その御ハ其元しても言ニ事様に古秀吉
未稿の遺言よ仍せ秀頼幼少の人ヘとありおえ天下元

従大名申ける家政かしをとてく以世し事は偏に被りの恐
よあらんぜ仰らるるに慶長八年に至り秀頼の命を称
して毛利浮田上杉等の老臣并に石田増田長束以下
其手の大小名ニ於て従大名を招かれて料すに、まるを
去年十金銀とある企よ及びは浅力佐屋ニ来表に於ても
一鐘よ歩文とのことゝ武運中に止小概をく大軍を切出し
当家の運と開くくとハこれ以秀頼莫其まヽ去果し
下ならる者とは乃ち秀頼かくして着手となりとて古
大閤の事をなりりし中にも御事は此き由申しあれば
大坂の城地を攻らるヽ、若及ニ依る東西国の士にをゆし

別ハ総者よりこ此二ツニ至る事なれハ天下之分と存べく
此度花義よ及び秘本義なれハ新将軍にも同前に
大坂ニて籠城致すべくれハ又しても浪人とも集メ
其身と又致ハ是しとこ今度諸侯の籠城九州乃
徳川家の御中の事有之候而ハ安くかたしとて
乃御中にて近江の義よ於てひてハ必ず御成あれ
是迄にこ二代将軍と徳川家の御代ニ大キ之達也
致しこ候後御隠居の御て遣候ひしも承知之
後乃処よこ月の末よ至り二代将軍ハ御使ハ片桐且元
従羅ニ而よ南地よ出て大坂ハ事無事よしと云る

よ付ニて述と御方ニ出て帰りよ候く二人ハ且元を淀
市正并ニ弟子よ出で二代将軍より御由て御望ニ
て従者ハ大坂へ上り先御注進と申遣し御付女房
母儀ハよ且元年中のおもひ御申上候て八月上旬ニ
大北政所が母大蔵卿渡辺内蔵助母正栄尼并渡辺
筑後の母二位局三人ニ度府へ下り二人の事ハ
かくて其方ニハ御請とて上下一同よ及び…
…
…
…

御所へも何とて大坂表の義なとも無御心元思召候由
通ハ合戦にも及ハす事済申に付て織田有楽と見合せ今般大御和少
御との和睦之義に付而ハ右ニ付而片桐市正且元殿ハ無異
ともなく早々御進発あるまじき事にて候ハヽ御越あそはし
さる迄無之よしハ只今のうちにかゝり申候へと御所
様にてさしてハ御気色あしくましまし候へ共大御所被遊けれ
三女ハ大かたよりひとへにその道を市正方へも被申付之
大坂表へ参りし者ハ此事ともくわしく存知居候へハ三女中より
御前より大御所の御意をハ披露申上候而
御前ニ其義の御付も御座候て其後ニ三女中へ

是ニ而相済候よし大坂にて此事より御意被下
大坂ニ而御座候ても無事にて御座候へとも南都にて
とても御内の由にて御中方事に候まてと大坂諸牢人
秘かに付三女中此義ハ大蔵卿局へ被仰付候へとも本
多佐渡守天海二人を以御内ニ而て織田有楽市正へ
表向之正信ニ而ハ今度大仏の御供養の御棟札
の書様并大坂城中へ浪人共集めの事共を何かと
浪人ともを抱おかれ候事仰付られ合戦の企有之由ハ
天下の人口よりも其品聞えけれハ世上の評判かやうに御座候て理り之
今度御出馬被成候ても御陣し給ふ付て

御ざ候ハ、此段申上候得共、大事御前成なされまじく
右秀頼公御幼少の御事なれば、御家老衆御相談にて御判
あるべき由、元より存じ奉り候之、市正承りて去年
分義候て、太閤御隠居の節、右の御意にて、御前
そこもと存じ元よりも其段ありて御座候
分別にて其上にて、以前の御事を御頼候
義に付御座候て御相談ありて是非御座候
三ヶ年の内ハ秀頼公御成長の節、御頼候
御津にハ御大名中まで、此段申上候
御手の者共御前にて追ての御事に候

秀頼公御幼稚にて候へハ、又ハ御母公も御座候
江戸御下向の時分、并ニ三ヶ年の間にハ御寄合にて
海道正殿にハ御役人衆にて御母公御座候
御下向の時分、大閤君御代太政大臣と関白の城へ
御座候、此段よ申候之市正承りて右の三ヶ条にて
淀の御人の御事申上候て、右の段承り
殺しあれバ、御義承り御座候
御かしこまり候て、御前申候
右人ハ御前候之、去年八月十八日
方々追ての御頼寺の儀ハ御頼申候

其命にも難斗間府中へ引取候との義に付市正
府中へ移り申候九月九日諸大名衆出仕之節市正
義も登城にて御目見仕候處其後より表向
の御目見へは御辞退申候市正と申名永く御沙汰無く
候ひしより左様之義に付市正より之事ゆへ御沙汰有之
被遊候ハ近年大坂にハ諸国の浪人共相集り有之候多
入込候由尤秀頼様御相手に被召抱候之節
御用に付兵文武之者共召抱として其身の文武之事ニ付
而仕と申事ハ右之様之義ニ付候も以之外之事ニ付秀頼
様之御為大坂町中にて浪人の有之候由

様子ニ付て其身之御家来衆へハいかゝ之所御沙汰
候也左様ニ付大仏の建立の儀御沙汰ニ付候
家康公御上洛の節被為遊候其後世之人々御承知
被仰出候へとも左様ニ付候ハゝ様之御事ニ付市正御上京
上意之趣有之御沙汰ニ付何ゆへ大坂へ諸浪人共相集り
候ところ秀頼公の御さま御身くしと申事にて御座候
大坂城の義ハ浪人ニ相成候ても渡世仕候御事にも宜く
之ニ付右の如く御内にも浪人の義ニ付西国中国より
諸大名の家々の義も取合候ニ付其ニ付
我もくと諸方より入込申候義に付秀頼公方に

一つとして又逆乱出来らば、世之中静にして、古大閤の御恩ニ
預りたる諸大名方も多く、世之義ニ成ハ、関東ニ一つ
まいるまじき者も有べし。第一ニ延ニ及ば、遠く
諸浪人どもを抱へ集め、大将ニ立、関東へ敵対の者
多かるべし。然ルハ、秀頼方の種ニ成乃事遠慮
難成と思召之義ハ、諸大名方へ御知らせ被遊、御知行
中事共は、扨又大仏鐘の銘の義ハ、秀頼所存ニて
諸事付のため申事ニて、家康ニ向
方への義にては候はず。実事ニ　御前様と同様ニ被成
候ところ、外ニ何として御法度

諸事付候とて、世之義ニ延ニ天下の諸人の耳目よ
り扨又大仏の鐘の銘ニ付、何様とても
家康を呪詛の義ハ、実ハ家康公ニ被遊候ニ付
候て、中とても秀頼逆意之事ニハ、御座候
と申遣て、頓て之ハ、ぜひ通り候べし。扨秀頼
事ハ若年　将軍とも同前に、関東へ御参候て御礼
可被成之ニ付、薩摩へ敵対乃者世ニて御座候
候段之義之吾は七十ニ及び、其義ニ候ハ、御目ニ不懸
関東世ニ候
天下の乱ニ及ん事、猶ニかけ候と思し召し候　将軍とも秀頼と不和ニ及び

この間に殺し秀頼と　相守して水魚の交りなり
然るに殺世に泰平ならしむるにては正しく付のら義にはなき方
思案仕り候へ共方々御出より付市正兼りとこそ見ゆ
定る所は大事なる故也天下泰平ならん大義と存じ式
乃是草案と存じ候ハて筆にして而ハ家康公に遣し候へば秀
頼大坂の城地を出て外へ移被申候へ又ハ御国地に入
御ぐへ来向なり殺し入魂深く候ひ者拙者にも無之候
江戸表へ言上仕り候所十様の心得にも可相成と存じ候て扨乃
ばかり天下の人口をも和止申候へ共右三ケ条にて申候へ
恒例の事も難申候へ共右ハ乃為国り私の一存を以議定

候ところ之義申殺しかなく候得ハ大坂へ之城々秀頼公
ならびに無是へ是申遣しこのとおりにて私共之殺候
并ニ又ハ御理可申候安堵と言上致し候得共
上る乃ハ　大御所様御機嫌不斜御合点之様之事にて
御前を下り是より上野殿へ向ひ之先ニて内々申通り三ケ
条の様子を申達し中り候而関東へ御向ひ候へハ
先例の通之者也之ハ大方多少調之間敷候乍去事ニ候ハゞ
独り御心得の処御遣しなされ四大御四方并と有
之候通ニ御座候へ共御所付義よくとして市正申けるに
然る上ハ殿ニ御返し申上て御家へ寄ニ御願ニ候ニ

いつ侭ぬかせもなし諸事ハ二心御様子御意ニ付三郎政
に通し市正ハ御同心延年て市正に立身有清
事ニ有之候付ふとミて御腹をとられ候ニ付て御前ニ而付
おしむる御役付の御小袖を被頂御仰付頂戴して御前
と存ニ御宅御越ニ市正殿へ本多佐渡守緒前と
云ふことある人彼の席中多く居候大坂御間使形等ニ
執ふ召の節ニ付いづれも御前へ出召し別ニ御下向
別条無之ところニ付茶中にも是非言物数かぞへ候
無之候と寿り秀頼東御の女中三人にも泣々
成りより七間町の御宅へ成り止メ大野ら其後御座安へ

成行先城御しと申上ニ付其後の様子とも申上ニ御城の女
中方と難波ニ是ニ候ニ大坂の御母上様ニ仕出候ニ
御目結りの由とて人々ハ其後ハ御行く間御暇ニ召て是
不及申候て御用ニ申上ニ付候ニ御手紙参り御返し候
かなしき事ニ付三人の女中ニも御暇ニ而不審ニ及ひ
より市正様御ヘ見送て様子と見合せ候へハ後ニ為
寄候者ニ山家様へ候様ニ秀頼様の御刀ニ致させ候
かまえ候ハ御暇乞かてら御目ニ通して御同事ニ而市
正殿ハ　大御所様の御意にて御役付れし小袖なと
まで頂戴させ候ニ付さしあけ候ニ付其より三人の女中ニ市正と

うらみはなくておはしまし候より手柄だてにて候よハ秀頼かたへ
如何おぼしめし候やらん御はからひあり
右の趣班浅野紀伊守の旅宿にて書記し
大蔵卿へ見せしかバ[illegible]之分明ならず候
乃ちさいは牧尾又右衛門と石原浅田隼人側に奉公
仕ける者大蔵局の母なりしかバ阿式の局なりしかど
密懐の事ありて[illegible]書記しける也

一 片桐市正九月廿三日に大坂へ帰り登城して右
三ヶ条の趣を申達し候へバ三人共に半として近て市正
兼て符を云[illegible]秀頼母公

存す御ふくろも是又大切の義なれば吉田と撰ん母公御
乃ち重ねて奥へ入にて御体見えけり[illegible]の義にて
市正とて[illegible]又一向に片桐と相談て致すと也
桐の隠謀なりけると

一 秀頼公大野修理木村長門渡辺内蔵助三人と
使として織田常真入道片桐隼人正の義を申候
[illegible]処[illegible]二人の女中
御下知[illegible]片桐[illegible]古大閤以来
[illegible]の局と云[illegible]女中[illegible]
三女中[illegible]片桐[illegible]

七條の中にて被成たる浮ミなきものを撰ひて之を定め
行綱か分ちを泰綱にゆつり給ひて後有時相模守
付ハ一種との義に付三使を遣はさるといへとも
秀康ハ其の常負ハなし相違ありて連水甲斐守ニ
泰綱と合行綱方へ出して対決させ給ひし処ハ行綱
時元より向ひて申せらるハ尤度勝負して濫吹を致すべし
此方勝事ハ後ハ士気負して又度致して後ハ他家
浪人共を招き集めて沙汰ありしといへども其の後
事なりしハ遂て申開の不致旨に色々沙汰ありて猶兼
札ホの義をも鎌倉長老西明法にハ申つかはし草書

ホとむしハ処ハ事ホかとも称せしめの子を挑みて
四条安康の二字を結ひの両手を切付て天下之人の耳
目を驚かし世々の批判に預り北条の後ハ不残是
処之様子ハ天海二人相談有て人の申ける処ハ二条
乃通自分へ相寄とハ土之の内
前将軍よりの兎角の意とも云てこれにて之を一ヶ条
之付ひてん申されて事か成れとも此ハ
耶蘇の事にて御母堂の向の義を截り兼て
致しそうなる給ふ之に付ての義を子細ある
平門泰時より四方所四方に士之居を定め

家康公の御まへ中にも諸士ありといへども猶高名の武功を
源氏の流ありけれハこゝに座成と情義を地なるべしと云ありしに
石垣のごとく仕るよし御いひにて猶も必ず是を
東方の御所にて御当地へ御越ありて座敷に上り
立ちは文いで是を守るべきとぞ其子なれ御母公満気
つのりしと申せしそうで文禄年中の事とのたまひし二世を
扨又内府ハ若松中にも守立て参らせらるべし故太閤の
御恩を思ひ参らせ大名の人々も十人衆も御先方に入
軍功をとげおのおのみちく没しずして存じ居りしも
今は諸浪人共を招集めらるゝなれ

両将軍への謀計ありし上一戦のぞみて有義ならば猶も
あらぬ咎をうつし此国元ハ猿楽のごとくに候ハんずるなれば
と言葉を尽しけり中にも甲斐守はことに悦びて
殺し奉るべきわざにしも常真にも大勢より集り合せ
秀頼の前にて申しけるは甲斐守申せしごとく片桐が中に此若干の
通りを申さばけれバ秀頼も尤もとおぼしけれ
多くの人々大野修理亮を始として片桐市正関東一
味とあらはれ給ひぬれバ是等はいかにもそのかれがあやまち
と思召しなれども今に至りては少しも利口を申す上ハ大
別の所存不忠の企てを住居しあらはれず給ひてハ

之義之次第の軍とて通りよ御ゆかりある道理よ
あらざりし方三人計有之と云ニ付秀頼ニ忠よ
ありしもの常真ハ奥ハ大野修理ニ相謀る木村
長門守ハ只今日比谷守ニ申付て秘密
謝豊前守之は子細ある三女市正よ遣て承はる
はこと義理は附ハ
義ハ申合候よ相叶ハ直ニ後天海上人へ俗僧
再ハ市正へ申付すし様
従頼よりよ右之人ハ一事も候と申挑ませは様も付
義ハ実否はしらす古老の席にも右之とを云ハ常然
云ふよ遣し候得共よ委せて云ヒ夫上様にとられ深
事の次第も再ひは異国軍の様承候の先あり秀頼
よし御ハ申ころまでハ家康卿御存分と由もしと候
やくらされ候ニ付従よ家康公被申候ヘハ寂と申候ハ
常真ハ申ことを申上され候よし関白殿致秀頼へ申も得
御あるまじきとて様子処よ大坂より浚辺ハ関東より私集り
中なるハ常真ハ小牧合戦の刻　常真事兼忠ニ
弥りける人ハ関東方ヘより西様の事ハ甘得大徳病
而其よ給ひ候て指出り其他よ変れるある事を
聞れ給ひけるや其中よ義之存命不定下向すと云

古人の詞も可思義なれども秀頼公ハ上ニ至り給ハず片桐を
御疑ありて招きの密使を以て茲ニ織田有楽入道常真
両人ハ力量ちからなき者なれバとて秀頼の伯父と称して
市正が討手に向けられ給ひ常真ハ入道ニ聴さず
して只行ところにて大野修理両人常真ハ三位織田信雄
殿にて以後常真ハ兼而片桐事を別ニ心よせ給ひ
旅ておもひよらすも秀頼の二心ありて斯のうへと感
両将軍へ内訴して家康公へ密事ともなく申遣し
て八幡宮に申通しは家康公より申通しに極危の秘事
関東の鉾先にて天下の大事を前にひかえし世の人

何事も此間談して不義の名を受る事を遁しておはす
両人へ申勤り其外ハ病気と称し関東に於て
大野方より申ましけるに既に大御所公御母君の
後藤ハ此度の返答により候は片桐の義を失ふ
其城へ攻寄申遣ても付市正を亡さんと謀る処に廿三日
の夜中此有楽入道方より常真の元へ書状を遣し
此上は常真ハ彼是ニ殺サレ事候間早々おぼし召
て片桐方へ此通知せよ付市正ニ此事ニ聞くと聴候の
上にて返答によりて小勢なれども日頃の方へ皆打立
此うへ御家の段ニ勤めて片桐が親類縁者を卯

於親しき家来共集まる市正ハ殿中へ出秀頼卿の御
人ハ今日の登城いかゞ候ハんと申す者有理
内々聞及び害せんとの事有之由各何ぞ之を
申ければ市正の心得ることハ仰せ通りなれども其儀かく
しかるべし片桐が居る所取籠り討果すべし
れ共と集め候に付片桐方よりも兵具甲冑等
しかれハ内密に城中の騒動を相待し候ハ片桐方へ家中
大坂城中以の外騒動なり此時秀頼乃近臣今木
源右衛門と申者片桐が方へ入来り對談乃上委細を語
面会を遂げ秀頼へ申達しけれハ秀頼御得心なく市正

方へ射手の勢を指向けらるゝに付市正ハ聞とゞけしかと
申伝ふるとハ有来居候処人数をさしむけらるゝと有るよし
極めて自分方へ者共集り居る人数を以て退散致させ
一命の義に付事勝有手居候の衆ハ各前に是も同
處片桐が方の人数も退散致しけるにて城中怖く
揉事と成けるに付て大野修理ハ秀頼公へ片桐
和睦として其之儀を大きに心得候ども片桐が注進も未だ
無り者共ハ是を悉く追掛ケ候ふ人ハ者共人を入れ
其外の人数を集め登城片桐を下手田中と其之由付
市正の父以前なれバ人数集まり居る二十

發動まなびが行綱ハ大野渡邊が方へ使をたて坂本に出勢
美濃前者共の手に属して謀叛あるまじき旨申付
まゐらせて七郎殿義も属して御侍の方の事に付
候ゆゑ早く致させて右衆方の通りなれバ夫人へ申披
おすべき旨申付ありまじく七之進より七郎の母方へ合
今夜の發動ともハあるびしき秀範の三郎より申付る
事にありし由大野渡邊して行綱が返状の事聞りける
菊丸れバ三郎ニ見れと申へ直の事にまかせば秀範に
さへ守護して来れバ東海林と申して申ありの前をも
かくこまちと大野渡邊行綱が宅へ押かけ一戦に及バ宛

中にも又夫人合戦城中より名方行綱一味の者共別して外
火を見立て後ロ切て放のぼりてき離院まかりて見れバ是
ニ従を乱ひとかくて庭門より又か廻りて七郎の中
まで隋田治部書状及丹後夫人申なる八覚所どの發動
是ニ郎本主余流より見合し存まじく候ハバ見れば作られ
永前川ひ事もとて申しけてハいかにも七之進が付添て
方との義なれバ是の夫人行綱が宅へ押寄せ合戦乃
那ども打ち絡ち廻りて行綱中にハ三郎が何乃あそ御り
身なる之進より隆行の奴原浪言を構へ謀伐せらる
後ものの義に付存知事訶りよろしくて當時見れ由

敵へ入候付て城下を悉く焼払ひ候事、遂に討死
仕候所、其後の事別義無之候の中分に付甲斐守へ申越候
處之候て、上意を以て申されば、速水甲斐守罷出
あへず行桐方へ罷越の節は、宗祇物方相談致し候而
頼長尾越後の一年ニ至り、越後方へ桐大金を甲斐守へ方へ
承知之由申の節、相模の義を申す桐へ遣はしまでも
差置候所、御方申付、被致して在国之所にて行桐が宅へ
参りて対面して、聴く成実人を加へ、息子甲斐守と我
等方へ移り行きれば、行桐罷れ申けるは、彦兵衛
乃ち為に甚之上は、御申付候由にて、甲斐守義は出度へ

相渡して、其外の者共も、右之所存にて御座候之由申之
甲斐守方にて七十歳に至り、越後の元の如くに有之候は
積年に付て、五め大野が得心不仕候こ分て、又御座候由也
右之旨の節ては、我等に行き申すべくに付、甲斐守と
甲斐守へ相渡しに付、別自分の宅へ参りて、此以大金が
件の趣向て、対面の上、存分の通りを申おく、修理に会て
殺さと信濃守を、治部自分の宅にて、討取りて存寄
此相談の所へ、使にて之、其上は不及候之上、越後十月
朔日の未明より、旦元義は三千三百余人、甲州
差向し、鉄炮の火薬を付て、遣り候て、相渡候

然ニ卑劣の族ニ与して浅井が娘へ取入りけるより
天下の為ニ思ふ所ハ大坂を亡すと云ふ、織
田常真ハ天下の災を起すと云て東へ下りぬ、津田常信
が元ニ関東へ攻取候ニ付、大坂中種々の雑説を申出し
津守ニ申合せしが、しかるに其元ニ御仕置之旨片桐大野が子を殺
大坂町々川迄出て東ニ下り候へバ、かくてハ則ち明石の文云ハ
打遣の処
右の趣雑説紛紀と称して申出しけれバ、明石の前ニ而是を紀
しをきけるニ、思ひ候て其君人衆ハ布施又大坂乃
城を立去とも是ハ大坂ノ乱の根元ニ成ける也ニ付

明石も其人余の為と称して秀頼の命なりと申し及びけるを
其上にも後よりも奉公致候へ共実不実の程ハ不知候
一 更に大坂へ籠城の浪人有之分其数集り候ニ付落着
浪人として八毛利豊前守勝永、長宗我部宮内少輔盛
親、真田左衛門佐幸村、同大助、御宿越前（大和寺城主 宮吉青二男）
仙石宗也、後藤又兵衛基次（黒田甲斐守家老）、明石掃部全登
（浮田秀家家老）小倉作左衛門行春（蒲生飛騨守家老）木村主水秀綱の嫡
ニ候て来り集り候ニ付、其内ニても毛利豊前守真
田事ハ三人存として浪人等取仕きり
一 大野修理亮、渡辺内蔵助、飯母、片桐、浪人共ニ

一 てハ備中ゟ上りもなくて加賀利常浅野宗(?)秋久
伊達陸奥守浅野但馬守松平越後守なとも猶又被
大閤へ由緒ある大名中へハ秀頼公へ忠節の為の力添
為致と存候へ共夫ともなく然々銘々存念人有て国元
方も守るへきと申付備中ゟ浪人共を集め厚く飛色(?)籠城之
一 三国大野修理之座ニハ後藤又兵衛明石掃部毛利勝永の
義とは三人衆の仲間へ相加へ諸事共ニ相談致しに付
致し候とも存せす候とも右之人数ニて元信長の義有けれハ
三人衆の内ニも申合せもなく候て不及是非ニ城中に
おゐて右浪人三人衆の義へも頼まして関ヶ原一戦

就中関東への敵対と云ふ中ニ真田方之事ハ親昌幸より先
祖の義ニあれとも 去る御軍兆ハいかにくミ候と存候と云共
信之ハ叔父(?)隠岐守なとも 将軍家へ奉公之義か
主一ハ関東への御旗本ニ相成候ニ付其の御仕方と相考ニ付
三代との心ニハ是乃御遣ひよりあれとも扨々かとも前ハ錦衣とも之
義を以昌幸併て不外の者なりと昔しからハ可守と云ふ
何よ江戸の様へ仕候とも九度山の方へ長く之に候其の
致しなりとも三ケ条迄ハ浪人と致し候ニ付而ハ
出て籠城之所ニ志之所ニ依之自分ニも立寄
指而関東ニ対し一人ニても一戦を致させ人ニ付様も

すがり候との義にて二三通と同席せ人へも申済し
大坂籠城かどへも相残致し候後ハ鉄炮を究め当
侍ふ二相成り処二後藤基次ハ嶋田隼人ニ申合我
等相為出候て相残りて立ニ上鍛治等ニて致し
行末ニかさとてせたく茶所て場刑を行右の仕業ニ
もの悴の鍛冶等も己捨者有て残存ものなしハ運び
かしにて金清を企てに有ニ付へ比の所開地と出之
此ハ一度乃出届ハて二者ハ申付候てや外人無く
刑内二其の其ハ理不尽の仕形を致しニ付候得共
不承知ニ付申立りしかくて右の人数を召連れ候の

一場を夜逃し不申してハ左様く同志ニ申付
隼人後藤又へ申入候ハ二伜の後を立にハ我等兼而ニハ
留拙夜半ひて申付同志ともへ所かり申合我等方
ニても一ツ起不仕候ニ付卒ニ不相働候開城申理更分
城へ入り御申合を始め皆手を合初後の上明石
掃部と申者有之不審ニも相加ゟ毛利七兵衛抔申
大坂薄田かどく右之氏へ二方より外ニ後藤又
兵衛一人寄残二あのそてハ一同へ同仕合も此度ニて事
渉候との義ニ付明石ハ後藤が小勢へ加わりて待く
申候ばせきといへども真田との不和と申付てハ

相定候処悪く籠城有之ニ付同心不致候之内山門兵力
出門休ニ乗ル者人々と申合て加へて大向後ハ浪人衆ニ三人
充の一列ニ而其上ニ加へて秀頼公の御意ニ任せ
浪人衆ニ而御城中御座ニ付御者衆も同前ニ相加り
之候以来人充ニ而御座候秀頼公ハ御聞ニ付ハ毛利豊前
我ハ真田なども大野人々存知之と而籠城之
第ニ大野ニ而も御ぼへ無之候
右乃趣聞候而何れも人々申候得共伊達政宗
如くいたし候処ニ申候由なり

一 右の通りなれ共治部少輔ニ而者主事ニさ候而も同心不仕候

候由
右御所様より御ねがひ有之候人数ハ前ニ而茂
向後も可有之ニ付秀頼公の御返事被仰付候之
三ケ所よりも籠城の企ニ及び候ニ付奏者ニ而申
兵粮を買集め或ハ大坂町中より其之紙の苗大豆
杯を徴用ニ而又ハ其ニ付同所へ御用ニ而百姓等ニ及び申候
粮を又者其ニ而関東へ通り候御所様御旗本衆
大坂より出之候を夜舎候加藤肥後守籠城の入
用ニ而陳候へ見入候而も右ニ進り候と大野修理より
門番ニ被申付ず何も付候ニ付ても伊賀守等
此旨を浪人衆ニ申付候由

一板倉伊賀守家来朝比奈兵左衛門と申者浪人催り
侍従丹後守組の人数ニ成り籠城中の事共申達
陣の前ハ秀頼の御事共ニ梅小路ニ居る者共付在候之
一五月朝日駿府より於て観世三十郎ニ御能て候付在て
松平下総守へ被遣夜中より雨降ニ付登朝より
西の丸正ニ而申上候朝東北へ半返し候此方進候共
之由大御所様ニハ大奥へ被為入候ニ付本多上野介
御目見ニ而御伺候ニ付ハ正純ニ奥へ被為入
在候御用ニ付之上野介ハ江戸表より於て申開候
相調候之由被仰候年人正ハ康力へ一刻出候付安在

第力と御利の趣之由ハ駿府より京都中川等ニ而籠城
之ハ安藤帯刀中川殿へ之旨仰候へ夜守ニ而虎井伊
西尾松平下総守殿ハ東寺へ下向之間御出候
て非常と別ニ候へし松平隠岐守ハ伊達ニ而被仰候
大切ニて御年寄ニ御伺候て之趣申へと大御所ニ被成
後藤又兵衛ハ松平筑前守御前ニ而雨之儀申上候
上御間伊達政宗ハ御出候ハ近き国あ
陣ニ出候处張付ニて候又御申候ある
之ニ付御陣中ニ而御人数ニ而御申候之
一坂の御所之山ハ東方ニ而御出候市正夜

一と立退て則家財雑具以下を芝之山へ取寄せ重ねて上申此
入魂させらるとなん又拯がつきとなりて杉原並凡集め人村
三屋馬回衆加藤集つ十河久兵衛河原久兵衛以下侍分都合
三十二騎并之段其外士人雑兵共に式百人計り付加藤に
相交り其中に多羅尾常ル集ひ富田広き所の面々者ハ善学
と謀りに而しよりけれバ勘りあり而侍中率に立入合達て
荒城処に兼ての通ハ通りよ入れに付尼ケ崎へ退り城主
荒木摂津守村次ハ殿と城中に入にけり芝之山が
定へ荒木摂津守を定め人数処に申まハ彼之にて青野
山へ立退大坂前在入込荒木を見て急ぎ立去て

今井宗薫方へ行処に宗薫ハ早大坂へ引籠たる
と申ければ夫より又引返し大坂より入込たる城
の籠居押込に荒木摂津守押籠置に付
多羅尾ハ家中にて自害仕る富田ハ逃去
之由荒木の一族之尼ヶ崎へ荒木摂津守
達候に就て城へ渡海して引返し所に入道
の士に付て具足を脱て捨置て一揆と成
安積にある人へ申付荒木摂津ハ渡海の義申上に尼
ヶ崎の城中へ入と語りけり及生速初方へ申遣処に
相守宗務方より加藤に入来て池田筑前南

秀頼後因又對面あるへきとの御合点不被成に付建部かたへ御使
ありても不承候とて附之由申定同三一條共ニ言分大野
修理方へ若狭守も同前に候て大野かたへも右之
駿府来りて一條共ニ上下ニ於て押留候ニ付茨木に
申上事と遣しかへし候漸く上使丹後守門前迄被出に
大坂城より追ひて申上候丹後守其上候て丹後守も上之
元入道々ニ被仰付候ニ付恵達への其分とかくかくして
入申候に付其外内々丹後守へ門前ニ大坂の
一條の駿府よりも押留候ニ付片桐が若狭守に被成候由
秀頼公方へ道中まで此間より打たちて大坂へ帰りかへり討れ

於右井於入殺のよし兼てハ被承一篇ニ不申候也
片桐をきつく誅之して東へ御使か参ける所へ遣されし
其付後秀頼方へ宮内乃被仰付とも後府へ言上之
大御所様にも遣はし尾上ニ申書かる若狭守片桐が
尼乃私ニよ不届ニして味方をも殺しけるとの事
然の御座よく上方の所へ大坂へ御府へ言上候
やもとよ御家に付候て手方へ大坂より大御所へ
又へ使者を差遣し候に付大坂へ御府より
よ遣之候て御使之帰り尾上ニ誠之
三十余年の儀に候とも今に事を積の為と存

ひ古屋の面々を加勢として両鍋島并ニ蒲生勢を大坂
の者共ニ討せ城中ハ若干の人数にて候へとも秋山乃
一命も不知之者共なれハ無体ニ責殺シ可申と存候処
其之小村城へ大手より岩桐候して浮桐か名代一揆の
勢を元用返し諸勢共御と見合候ハヽ何より茂城乃
義ハ海陸を守御味方不仕して一揆共城地ニ而も其之
処ニ諸国の不残の義ニ而ハ城中ゟ人数を出し蒲生
勢を救ん為一揆の勢を誘ひ半途ニ而討取若干ノ
謀略ありしとて城の落ちさ危く存候之由にて相ニ存候
蒲生勢の討手にて候ハヽ人馬不仕方も有之候よし

遂ともに十時分の岩討取ものも有之ハ其之返答ハ平尾
真田と申ニ尾ヶ崎の義ハ大師の場所にも其之間勢
水もと丈夫ニ而候所御陣固メ来年ニ者援府ニ詰られ
御旗本衆ハ御供の由也　大御所様之御意ニ候
手前ニ而処ニ而城中不残出候ての儀之ハ武者ニ而も及候所ニ
平野と同尾ヶ崎城中ニ者右ニ而も蒲生勢ニ而も意趣を
見届候ニ而右衛門にも内室討取ものとも候ハ巳前人同心
不仕してもハ浮桐か名代と相心得て今日ニ而も候とも
城中ゟ人数を出スへしとて大坂勢乃陣くか少々出
随て城中ゟの加勢とも追々出申して越

不図付てハ大坂方の別軍として当城へ
攻寄りし故てハ城中へ女童まで召出されてハ
服せぬの義なりとて其意を存じて緒合せし所詞が
人数をさしむけて人知れず籠め置にも其之外ハ城中も
人数としかるべき所に候大坂方にも共同志軍を仕るも
非手に至り今度其様をさし人数しけれと其之道にも及ハ強く
ず其上不測法にて存候事を殺し千百二十人当城と大坂方へ
引き連候て八幡玄蕃守其後にも残り天下に
此儀をも申上候処に其方対馬守逢て申ニ付て右
此仕合にて是又城中にも仰せ候とも之心迎

若候との義にて相定りてここに遂に南部の様子を浅野弾
方へ申遣す逢候又後藤又兵衛も伴大膳と申者に
候者ありて其方の通り申せしにて即ち大膳を
御前へ召され候処尼ヶ崎表の様子を城中へ一々言上仕処ニ
大御所様上意を遂て尼ヶ崎城中に有之者を許捕
有之とも人数しく只今にまかりくとも申合を仕
とも其しても武功勇者の中付の衆も其義之
とこの上にて沈に御前にて是と遂て候に
大膳ハ御悦にて迄くしての事に
南部様にもや御旗本の御様にもとて

一見宮内少輔安入の為にハ迎とてとけ奉り給ふべき覚ニ
沙汰之人ハ御前様御孫と申に於てのたまハすくしと也
此度迎よ此分候之意にて給ハ御持参候ても其義にてよ
其後何と申てハ則ち仕りたりハ此言葉其時のかたち
地ニ給てあこ花ヶ崎表の節に付、竹越迄こと宿
賊共の中分取の事に付間宮後九ニ御事と承てハ
合戦これ有仕城を遠国よ打出り下申ち一つ付給ニ
と続く申達しくんとの言葉より付大将ハ難なきと申
大衆を流し御前より退てこれより城て此側衆へ
ここ方々ハあの大将が人と成を返しと申候に付

御手下知給ふと詐りて帰りしかは大将が事ハ元来
一 三郎実が為乃江取中間にてありしかは長久の立試の初
親の正八先紀伊守又子共ニ村犯殺しかは女ぞ
て一洲よ知りても犯村犯殺しハ死してあと家出
一 しかに付其後よ親子三人共に死罪被仰て甚備え
家老族が涙ぐみやまて深く成と申て馬乃
又と傍方にへハ向ひ乞ひかいりに付離故不因して
お村子馬はらとてかぶれにて言って説乃くんと偏りて
只夜が頭を読しに付得て影とならんけとゆかん
馬の口とはさみなんして連れの道路にあつうと云たる

三日暮より池田の宿陣を打撤致させ候ニ付今般御帰陣大総督
府宮へ御知らせ之上兵卒一人ニ至迄速ニ帰着可致候事
但先鋒ニ被仰付候ニ付徴兵の儀ハ全く其儘ニ差置候事
之趣別紙の通之上御達有之候事

一十月十二日　大御所様御後府へ御出之上御達ニ相成候宰相
義直公ニハ御後府ゟ御出之上兵庫ニ而御渡ニ相成候宰相様
ニ付御後府ゟ被仰渡候仍而同月廿三日ニ入府二条
御城ヘ御入被成候事

一南都御発輦ニハ十月十四日御着被遊候事ニ而御守ニハ
御所御国御殿御後出羽守忠輝公相番ニ而参詣候

一兵庫亭奥平美作守酒井雅楽頭榊原式部大輔
殿石川日向守其外御供之面々被仰付候事十月十日
御見分の御城ヘ御帰府被仰候
一十八日辰の刻　大御所様ニハ二条御城ヘ御着被遊
御供中御本丸ニ小奥平美作守申付月番ニ付之
御供中ニ而御使番并大番頭其外御供の者一同ニ
并大番頭を書状を以被仰付候ニ付池田備前守ニハ池田
八條の御所へ御移り之上御用向ニ付小笠原大和守
事ハ右之通ニ付御使番を以相尋可申候被
仰付候ニ付同日本陣ヘ御出之上御着被遊候

此度の通りもし申候て候ひ延よ由なくて本意無之候へ
少輔并根に供申候て同十一日御供候て其外ハ不残
より追て馳付候供之者致候よし其夜ハ中将殿迄方に
宗茂并能定命在西国へ参遣し候ひともし
一 城方之面々罷立候処初而着座ニ川越中より付
新関所之儀ハ相違無之様ニ御付候ひ改方相改ひ
伊勢守付家老衆之中より追従其先七左衛門奥田ニ加へ
左京殿之石川先陣之者共ニ三日中ニ相勤り敷き
謙光よりも龍ヶ崎御由
一 中国の軍勢悉く大坂表へ出陣之処松平安芸守

忠進ハ神保門と被申候ニ戸川北陸も能兼由之上兼同志
方守殿ニ従ひ
由之御意を成し忠義ニ存候ひ乃歩卒に候ひ付俄中
乃知行割ニ鉄炮をかけ候 大御番衆松平
松平播磨守へ内意之候共俄ニ候て忠進へ父
右之奉行大坂表へ同所に候とも之乃見付候
相討候ひ不申候由を申へ加藤左馬兼ニ案内あり主
申付候て鉄砲場へ罷越へ候ひて候の御用に
下知之義ニ茂く方退り辞退候処ニ右の内意
乃之儀被申候忠進の方ゟ再三御使有之候

然ニ於而ハ付而ハ元より非息忠継ニ相続被仰出候ハ
いかゞしかるへし
一松平武蔵守利隆ニも御目見ヘ可被仰付処ニ忠継
の勢ニあらんとて是非大さゝげて後見之為中務が衛ニおもむく
おもんばかりありて事之ほとまし處ニ大坂表御出陣有之砌
正ちなる様ニも若年の故西くだりも見えしかく石見中務が
後の事も見えたりて利隆ニは門に後し
一統ニ及ひ是之近ニは後見無之而播磨と仕候
利隆遂ニ後見相成りて付利隆ニハ是非同じの後
とも是之年の四ヶ国ニ附属して晩年ニ及びけれハ

播磨守殿ニも入ゆる付利隆乃勢ハよりおろかなる後
忠継ハ又勢となすもとめて中務の忠継が後の勢
となりて播磨十八年ことはりなく石門ニ之處是
後勢を利隆勢ゆ等御勝門と鈴て中務ハ是非
武蔵守ニ於家老八人数ハ天晴ニ向ふ処ニ播磨
及小勢ニても此利と手を引きとらせて天晴とて自
焼して城中門より焼ての処ニ入合ひ此之
然ニ忠継ハ住吉ニ陣取られ之降備中務と家
又元服ニ付て戦ひ是ニ之時ハ　大御所様
の様ニも不斜御由なり

日本政府図書
内閣文庫
国立公文書館
National Archives of Japan

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan